

「目黒区斜面地建築物の制限に関する条例」における実施細目

第1 趣旨

この細目は、目黒区斜面地における建築物の制限に関する条例（平成19年目黒区条例第46号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2 許可の申請

- 1 条例第7条第1項の規定による許可を受けようとするものは、許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる図書又は書面を添えて正本及び副本の2部を区長に提出しなければならない。
 - (1) 付近見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 2面以上の立面図
 - (5) 2面以上の断面図
 - (6) 平均地盤面算定図
 - (7) 許可を求める理由書
 - (8) その他区長が必要と認める図書及び書面
- 2 区長は条例第7条第1項の許可申請があった場合、許可をするときは許可通知書（第2号様式）、許可をしないときは許可をしない旨の通知書（第3号様式）に申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする。

第3 許可基準

- 1 条例第6条第1項の規定による区長が認めて許可する場合の基準は、次に掲げるいずれかによるものとする。ただし、区長は総合的な判断により許可しないこともできる。
 - (1) 新築の場合
 - ① 建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置からの見かけの階数が条例第5条の規定を満足しているもの。
 - ② 建築敷地は平坦地であるが、からぼりの設置により周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超えるもの。
 - (2) 増改築の場合
 - ① 既存不適格建築物の増改築で地上1階部分のみであるもの。
 - ② 既存不適格建築物の増改築で、建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置側からの立面に変化を生じないもの。

(3) その他の場合

- ①建築基準法第 59 条の 2 第 1 項の総合設計制度を活用するもの。
- ②建築計画に公共性があり、周辺環境の整備改善に資するもの。

2 区長は条例第 7 条第 1 項の許可をする場合は、建築計画、工事方法及び周辺住民への対応等について条件を付することができる。

付 則

この実施細目は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この実施細目は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。